

**改正**

平成8年5月1日告示第166号  
平成13年3月30日告示第117号  
平成15年12月18日告示第471号  
平成17年3月29日告示第107号  
平成18年1月10日告示第39号  
平成20年3月31日告示第129号  
平成25年12月25日告示第739号  
令和2年9月10日告示第516号  
令和3年7月7日告示第385号  
令和4年5月30日告示第345号  
令和5年2月2日告示第39号

盛岡市資源集団回収事業報奨金交付要綱

(目的)

**第1** この告示は、資源の集団回収（以下「集団回収」という。）を行う町内会、子ども会その他の市民団体（市長が認めたものに限る。以下「町内会等」という。）に対して報奨金を交付することにより、資源の再利用等を促進する市民運動を育成するとともに、ごみの減量を推進することを目的とする。

(定義)

**第2** この告示において「資源」とは、ごみとして廃棄される瓶類、紙類、繊維類、金属類その他の物品のうち、再利用又は再生利用をすることが可能な物品で市長が指定するものをいう。

(報奨金の交付対象)

**第3** 報奨金は、1月1日から12月31日までの期間（以下「対象期間」という。）において3回以上（令和4年及び令和5年にあつては、1回以上。第6第1項において同じ。）の集団回収を実施する町内会等に交付する。

(登録申請)

**第4** 報奨金の交付を受けようとする町内会等は、あらかじめ、盛岡市資源集団回収団体登録申請書を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた町内会等は、登録内容（団体の概要を除く。）に変更があったときは、速やかに盛岡市資源集団回収登録内容変更届により市長に届け出なければならない。

(報奨金の額)

**第5** 交付する報奨金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 回数割額 集団回収1回につき500円。ただし、一の対象期間において6,000円を限度とする。

(2) 実績割額 集団回収により回収した資源1キログラムにつき4.5円。ただし、次に掲げる物品は、それぞれ次に定める重量に換算して算定するものとする。

ア リターナブル瓶 1本につき0.8キログラム

イ リターナブル瓶回収用のプラスチック製の箱で再利用を目的とするもの 1個につき2キログラム

2 前項の場合において、集団回収1回ごとの実績割額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(報奨金の交付等)

**第6** 一の対象期間において3回以上の集団回収を実施した町内会等は、報奨金の交付を受けようとするときは、盛岡市資源集団回収実績報告書に町内会等から資源を有価物として購入する者が発行した明細書その他の回収重量及び回収個数が明記されている書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、集団回収を実施した年（以下「実施年」という。）の翌年の1月10日までに行わなければならない。

**第7** 市長は、第6第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、報奨金を交付することが適当と認めるときは、一の対象期間につき、次の各号に掲げる当該提出があった日の属する期間の区分に応じ、当該各号に定める月の末日までに報奨金を当該提出をした町内会等に交付するものとする。

(1) 実施年の1月1日から6月30日まで 8月

(2) 実施年の7月1日から9月30日まで 11月

(3) 実施年の10月1日から翌年の1月10日まで 2月

(報奨金の返還)

**第8** 市長は、偽りその他の不正な行為により報奨金の交付を受けた町内会等があるときは、当該町内会等から報奨金の全部又は一部を返還させることがある。

#### 制定文 抄

平成6年4月1日から施行する。

改正文（平成8年告示第166号抄）

平成8年1月1日から適用する。

改正文（平成13年告示第117号抄）

平成13年1月1日から適用する。

改正文（平成15年告示第471号抄）

平成16年1月1日から施行する。

**改正文**（平成17年告示第107号抄）

平成17年4月1日から施行する。

**改正文**（平成25年告示第739号抄）

平成26年1月1日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市資源集団回収事業報奨金交付要綱第5第1項の規定は、同日以後に実施される集団回収に係る報奨金について適用し、同日前に実施された集団回収に係る報奨金については、なお従前の例による。